

第三次北本市障害者福祉計画

【平成28年度～令和8年度】

中間見直し版

(素案)

令和3年11月時点

北本市

目次

序論	1
第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 近年の障がい者福祉施策の動向(平成 28 年度以降)	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画の性格と役割	6
6 計画の対象	6
7 計画の推進にあたって	7
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	8
1 障がい者(児)等の状況	8
2 アンケート調査結果	12
3 第三次計画の進捗状況	25
4 現状・課題の整理	30
第3章 障がい者福祉の基本的な考え方	36
1 計画の基本理念	36
2 計画の基本方針	37
3 計画の基本目標	39
各論	44
第1章 施策の展開	44
基本目標1 相談支援・支えの基盤づくり	44
基本目標2 地域で自立した生活を送るための育ちや学びを実現する基盤づくり	50
基本目標3 働くを実現するための基盤づくり	56
基本目標4 暮らしを支える基盤づくり	62
基本目標5 自分らしさを実現するための基盤づくり	68
基本目標6 障がいの理解と市民との協働を実現するための基盤づくり	72
第2章 計画の推進に向けて	77
1 計画の推進体制	77
2 計画の進行管理(点検・評価)	77
資料	78
1 策定経過	78

2	第三次北本市障害者福祉計画(中間年の見直し)策定委員会設置規定	78
3	第三次北本市障害者福祉計画(中間年の見直し)策定委員会委員名簿	78
4	第三次北本市障害者福祉計画(中間年の見直し)策定幹事会設置規定	78
5	第三次北本市障害者福祉計画(中間年の見直し)策定幹事会幹事名簿	78

○本計画では、「障がい者」等の表記については、平成 23 年に定めた「障害者の「害」の字をひらがな表記とすることに関する指針」に基づき、法令の名称や用語、制度・事業名、固有名詞、専門用語などを除き、障がい者の「害」の字を「がい」と表記します。

○本計画における「障がいのある人」等の範囲は、特に定めがない限り、以下のとおりです。
「障がいのある人」・・・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者(発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む)及び難病患者であって児童を含むもの
「障がい者」・・・障害者総合支援法に定める「障害者」。
「障がい児」・・・児童福祉法に定める「障害児」。

序論

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

障害者基本法第11条（障害者基本計画等）により、「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）を策定しなければならない。」とされています。

本市では、「北本市障害者福祉計画（計画期間：平成12年度～21年度）」を策定し、以降、種々の状況の変化を踏まえて策定した「第二次障害者福祉計画（計画期間：平成19年度～28年度）」、その後期計画に相当する「第二次障害者福祉計画－中間年の見直し－（計画期間：平成24年度～28年度）」を経て、基本理念である「支えあい、ともに暮らしあうまち 北本の実現」を目指し、「第三次北本市障害者福祉計画（計画期間：平成29年度～令和8年度）」により、障がい者福祉に関する施策を総合的に推進してきました。

また、平成17年に成立した障害者自立支援法（平成25年4月1日から障害者総合支援法に改称・施行）では、障害福祉サービスの目標値を「障害福祉計画」として定めることとされ、障害福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、平成18年度より3年を一期とする計画を定め、施策を推進しています。

令和3年度は、「第三次北本市障害者福祉計画」（計画期間：平成29年度～令和8年度）の中間にあたるため、障がい者（児）施策を巡る最近の動向や関係法令・制度の改正等を踏まえ、後期計画に相当する本計画を策定するものです。

2 近年の障がい者福祉施策の動向(平成 28 年度以降)

障害者差別解消法(平成28年4月施行)

障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組に関する要領を定めることなどが規定されています。令和3年6月に一部改正法が公布され、事業者の合理的配慮の提供が義務化（公布から3年以内に施行）されます。

障害者雇用促進法の改正(平成28年4月施行)

雇用における障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止、法定雇用率算定に精神障がい者を加えることなどが盛り込まれました。精神障がい者の法定雇用率算定は平成30年4月から施行されています。

また、令和元年の一部改正では、「障害者活躍推進計画」策定の義務化、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給等が規定されています（令和2年4月施行分）。

成年後見制度利用促進法(平成28年5月施行)

本法では、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにしています。また、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。

発達障害者支援法の改正(平成28年8月施行)

発達障がい者の定義と発達障がいへの理解の促進、生活全般にわたる支援の促進、支援担当部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制整備等、発達障がい者が「切れ目ない支援」を受けられるよう、国と自治体に教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求めています。

第4次障害者基本計画(平成30年3月策定)

共生社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会参加への障壁を除去するため、政府が取り組むべき施策の基本的な方向を定めるものとしています。

障害者総合支援法と児童福祉法の改正(平成30年4月施行)

障害者総合支援法と児童福祉法を一体的に改正する法律で、障がい者の「生活」と「就労」に対する支援の充実、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用促進、障がい児支援ニーズの多様化に対応するための支援の拡充、サービスの質の向上を図るための環境整備等を定めています。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年6月施行)

文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障がい者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定等、基本となる事項を定め、障がい者による文化芸術活動を総合的かつ計画的に支援し、社会参加の促進等を図るとしています。

北本市手話言語条例(平成30年10月施行)

この条例は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話への理解と手話の普及の促進に関する基本事項等を定め、ろう者とろう者以外の者とが共生することができる地域社会の実現を図ることを目的としています。

読書バリアフリー法(令和元年6月施行)

視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することで、障がいの有無に関わらずすべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指しています。

社会福祉法等の一部改正(令和3年4月施行)

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築等の所要の措置を講ずる、としています。

医療的ケア児支援法(令和3年9月施行)

医療的ケア児とその家族に対する支援に関し、基本的理念を定め、医療的ケア児の健やかな成長を図ると共に、その家族の離職の防止を図り、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として、国、地方公共団体等の責務等を定めています。

3 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条に基づき、北本市が取り組む障がい者（児）施策の基本方向を定めた計画であり、上位の計画である「北本市総合振興計画」、関連する計画である「北本市地域福祉計画」、「北本市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「北本市子ども・子育て支援事業計画」等との整合を図るものです。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間のうち、後半の令和4年度から令和8年度までに対応するものです。

なお、計画期間中であっても、関係法令・制度の改正、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の一部見直しを図っていくこととします。

■計画の期間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障害者福祉計画	第二次		第三次北本市障害者福祉計画					中間見直し版(本計画)				
障害福祉計画	第四期			第五期			第六期			第七期		
総合振興計画	五次総合振興計画(基本構想)											
	前期・基本計画						後期・基本計画					
地域福祉計画	第一次		第二次(地域福祉活動計画と一体化)									
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第六期		第七期			第八期						
子ども・子育て 支援事業計画	第一期					第二期						

5 計画の性格と役割

本計画は、北本市に居住する障がいのある人たちのライフステージや個々のニーズに応じて、福祉・保健・医療・教育・就労・住宅等すべての分野での施策をまとめ、障がい者（児）福祉施策の長期的で基本的な方向を明確化するものです。また、本計画に位置づけられた施策については、計画期間中に実施すべき施策のほか、検討または研究課題についても施策として示しています。

6 計画の対象

障がい者とは、障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁*により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されています。

本計画における「障がい者（児）（障がいのある人）」は、障害者基本法第2条に定めるとおり、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい*、高次脳機能障がい*、難病*に起因する身体又は精神上的の障がい等により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人としします。ただし、具体的事業の対象となる障がい者（障がいのある人）の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されることがあります。なお、18歳未満の者に対象を限定する場合、「障がい児」と表記します。

-
- *社会的障壁：障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
 - *発達障がい：自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
 - *高次脳機能障がい：交通事故や病気等により脳に損傷を受け、その後遺症等として記憶、注意、社会的行動といった認知機能（高次脳機能）が低下した状態。
 - *難病：障害者総合支援法上は、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されている。令和元年7月現在で361疾病が指定されている。

7 計画の推進にあたって

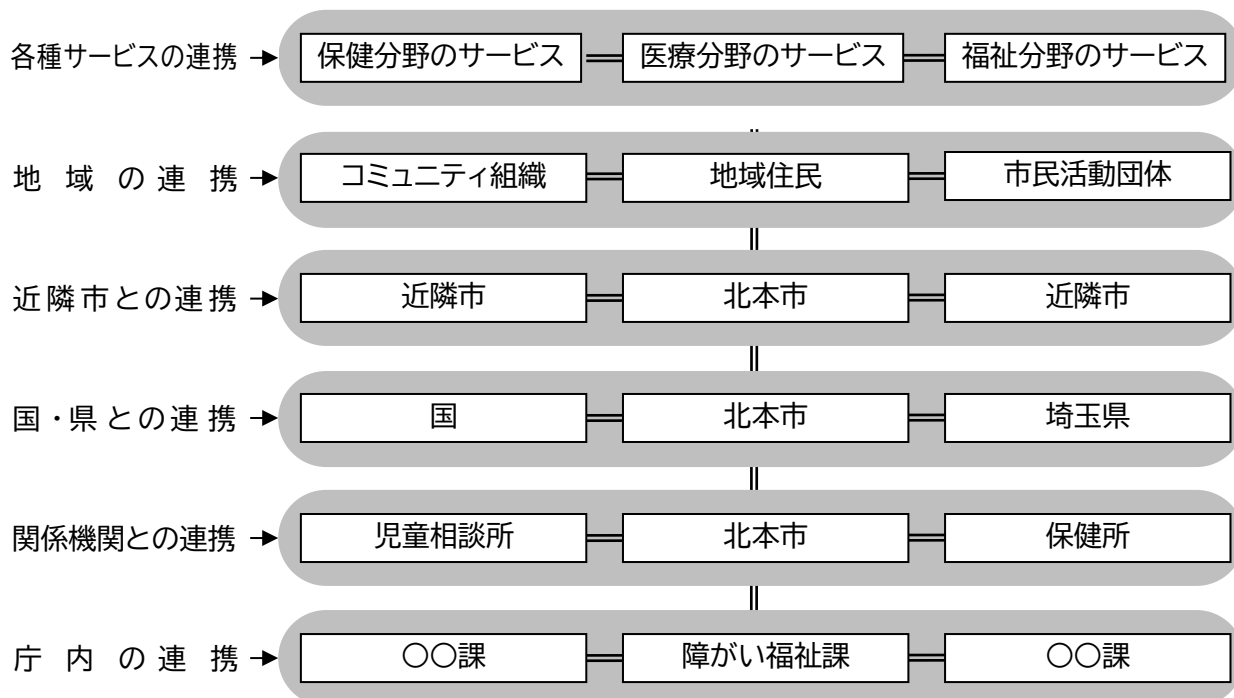
計画の推進にあたっては、庁内関係各課や関係機関等と十分に連携して、行財政の状況に配慮しながら、関連する施策が効果的・効率的に展開されるように努めます。また、国・県の基本的な考えを踏まえつつ、障害保健福祉圏域内の市町との連携や北本市における他の行政プランとの整合性も念頭に置き、計画の適切な推進を図ります。

なお、本計画は行政計画であるとともに、市民・関係団体・市（行政）等が協力して障がいのある人が様々な活動に取り組むための指針となります。障がいのある人自身と障がい者関係団体を中心として、すべての市民、自治会をはじめとするコミュニティ組織、保健・医療・福祉等の関係機関、企業、市（行政）等が、自助・共助・公助の適切な役割分担のもと、連携を強化しながら計画の着実な推進を図ります。

計画の推進にあたってのキーワードは「連携」

～ 限られた資源を有効に活用するためのネットワークづくりを進めます ～

連携の例



障がい者施策は単に福祉サービスの提供だけにとどまらず、社会参加や生きがい対策など、生活の質をより高めるための支援も重要になってくることから、様々な地域資源を有効に活用しながら、またお互いが連携しながら、個々人の個性や生活ニーズに応じた様々な支援方策を推進していくことが大切です。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 障がい者(児)等の状況

令和3年3月31日現在、身体障害者手帳所持者は1,968人、療育手帳所持者は455人、精神障害者保健福祉手帳所持者は556人となっています。平成30年からの3年間で、身体障害者手帳所持者が52人減少する一方、療育手帳所持者が27人、精神障害者保健福祉手帳所持者が89人それぞれ増加しています。

人口に占める割合は3障がい合わせて4.52%となっています。

■各手帳所持者数・構成比の推移

	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年
人口	66,935 100%	66,468 100%	66,230 100%	65,920 100%
身体障害者手帳所持者	2,020 3.02%	2,020 3.04%	2,017 3.05%	1,968 2.99%
療育手帳所持者	428 0.64%	441 0.66%	447 0.67%	455 0.69%
精神障害者保健福祉手帳所持者	467 0.70%	489 0.74%	521 0.79%	556 0.84%
3障がい合計	2,915 4.35%	2,950 4.44%	2,985 4.51%	2,979 4.52%

(単位:人、各年3月末現在)

※構成割は、四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。

令和3年4月1日現在、特別支援学校等の小学部に26人の児童、中学部に13人、高等部に39人の生徒が通学しています。5年前と比較すると、小学部は1人、高等部は14人増加し、中学部は6人減少しています。

主な通学先は、県立騎西特別支援学校、県立川島ひばりが丘特別支援学校、県立特別支援学校塙保己一学園、県立特別支援学校さいたま桜高等学園です。

■特別支援学校等在籍者

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学部	3	1	5	3	2	12	26
中学部	4	3	6				13
高等部	13	13	13				39

(単位:人、令和3年4月1日現在)

令和3年4月1日現在、市内の小学校7校の特別支援学級に73人の児童、中学校4校の特別支援学級に30人の生徒が在籍しています。5年前を比較すると、小学校は28人、中学校は3人増加しています。

■特別支援学級等在籍者

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学校	12	6	11	16	16	12	73
中学校	11	7	12				30

(単位:人、令和3年4月1日現在)

令和2年度の障害支援区分認定者数は、区分1が6人、区分2が63人、区分3が61人、区分4が59人、区分5が68人、区分6が100人です。5年前と比較すると、42人増加しており、ここ近年においても増加傾向にあります。

■障害福祉サービス全体の障害支援区分認定者数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
区分1	7	4	10	9	6
区分2	45	49	55	59	63
区分3	53	37	40	49	61
区分4	65	70	72	68	59
区分5	61	60	57	64	68
区分6	91	85	89	99	100

(単位:人、各年度末現在)

令和2年度の大宮公共職業安定所内の障がい者就職者数は、身体障がい者119人、知的障がい者114人、精神障がい者264人、その他の障がい者が59人です。

■大宮公共職業安定所管内の障がい者就職者数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
身体	146 (70)	129 (58)	145 (65)	141 (70)	119 (41)
知的	131 (51)	130 (51)	118 (37)	141 (47)	114 (50)
精神	287	314	345	336	264
その他	9	10	9	15	59

※()内は重度障がい者数
(単位:人、各年度末現在)

障がい福祉課に設置している障がい者就労支援センターでは、就労支援相談員が就労を希望する障がい者の相談を受け、本人の希望や能力、障がい特性等に応じ、ハローワークへの登録、会社見学、職場実習、面接等の支援をしています。また、就職後も定期的に職場訪問を行い、本人と職場の双方が障がい特性を理解しながら職場に定着できるよう支援をしています。

登録者数、就労者数とも少しずつ増えており、令和 2 年度末には登録者数は 153 人、就労者数は 78 人となっています。就労率も増加傾向にあり、登録者の約半数が就労につながっています。

■北本市障がい者就労支援センター 登録者数及び就労者数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
登録者数	身体	12	13	13	16	20	23
	知的	44	44	47	52	54	62
	精神	51	56	61	63	60	68
	その他	1	1	1	1	0	0
	合計	108	114	122	132	134	153
就労者数	身体	5	6	8	9	11	12
	知的	18	24	28	33	36	37
	精神	11	27	29	30	29	29
	その他	0	0	0	0	0	0
	合計	34	57	65	72	76	78
就労率 (%)		31.5	50.0	53.3	54.5	56.7	51.0

(単位:人、各年度末現在)

■市内にある障害福祉サービス施設

事業所名	相談支援		障害福祉サービス													児童通所						
	計画相談支援	障害児相談支援	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	施設入所支援	短期入所	生活介護	宿泊型自立訓練	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	（グループホーム） 共同生活援助	地域移行支援	地域定着支援	放課後等デイサービス	児童発達支援	保育所等訪問支援	
愛の手まごころサービス			○	○																		
介護ステーションとまと			○	○	○																	
北本市社会福祉協議会			○	○																		
北本市総合福祉センター									○													
北本市立あすなる学園									○						○							
相談支援事業所あすなる	○	○															○	○				
北本市立ふれあいの家									○													
北本市立児童発達支援センター	○	○																			○	○
くじら雲									○						○							
グループホームたんぼぼ																○						
けあビジョン北本			○	○	○																	
コープみらい北本介護センター			○	○																		
あおぞら学習会																					○	
こども支援センターいろは																					○	
こぼんはうすさくら北本教室																					○	○
障害児相談支援室	○	○																				
スマイルすきつぷ																						
生活相談支援センター	○	○																				
しゃろーむ北本																	○	○				
相談支援事業所ぼぼる	○	○																				
てんとうむし北本													○									
ニチイケアセンター北本			○	○																		
ひまわり介護サービス			○	○																		
コベルプラス 北本教室																						○
放課後等デイサービスじゃんぷ																					○	
放課後等デイサービスすきつぷ																					○	

(令和3年4月1日現在)

2 アンケート調査結果

ここでは、これまでの取組み状況等をふまえ、第三次北本市障害者福祉計画の6つの基本目標に沿って、アンケート調査で挙げられた事項を整理します。

■調査の概要

調査名(実施時期)	対象	回収数	回収率
北本市第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画策定に係るアンケート調査 (令和2年3月) 【令和元年度調査】	●障がい者アンケート 障がい者手帳所持者 1,000 人	641	64.1%
	●障がい児アンケート 障がい者手帳所持者、障害児通所支援等を利用している障がい児の保護者 100 人	53	53.0%
障がい者実態調査 (平成 28 年 11 月) 【平成 28 年度調査】	身体障がい者手帳所持者 1,000 人	529	52.9%
	療育手帳所持者 200 人	107	53.5%
	精神障害者保健福祉手帳所持者 200 人	92	46.0%

※令和元年度調査は、障害者福祉計画（中間年の見直し）策定に係るアンケート調査を兼ねて実施しました。

※平成28年度調査では、身体障がい、精神障がい、知的障がいの3種に分けて調査を行っていたため、前回比較を行う際は、回答者を合算して割合を計算しています。

基本目標1 相談支援・支えの基盤づくり

【令和元年度調査】

- ・悩みごとや心配ごとの相談先として、家族・親せき以外に割合が最も高いのは、身体障がい者では「友人、知人」（26.9%）、知的障がい者では「福祉施設や作業所の職員」（31.4%）、精神障がい者では「病院・診療所」（44.2%）となっています。なお、家族・親せき以外で誰にも相談していない人が、身体障がい者では29.2%、知的障がい者では27.9%、精神障がい者では18.9%と、それぞれ2割以上となっています。

割合が最も高い相談先は、前回調査と同様です。

	相談先	前回	今回
身体障がい者	友人、知人	23.1%	26.9%
知的障がい者	福祉施設や作業所の職員	34.6%	31.4%
精神障がい者	病院・診療所	39.1%	44.2%

家族・親せき以外で誰にも相談していない人のうち、障がいの種類別では、身体障がい者が身体障がい者と精神障がい者は割合が低下している一方で、知的障がい者の割合は上昇していますが、全体では、それぞれ概ね2割以上となっています。

	前回	今回
身体障がい者	29.9%	29.2%
知的障がい者	24.3%	27.9%
精神障がい者	21.7%	18.9%

- ・コミュニケーションや情報取得の際に困っていることとして割合が最も高いのは、身体障がい者では「パソコン、携帯電話、スマートフォンなどをうまく使いこなせない」（22.8%）、知的障がい者では「話をうまく組み立てられない、うまく質問できない」（26.7%）、精神障がい者では「パソコン、携帯電話、スマートフォンなどをうまく使いこなせない」（26.3%）となっています。

前回調査と比較すると、精神障がい者では、「パソコン、携帯電話、スマートフォンなどがうまく使いこなせない」と回答した人が多くなっています。

	前回		今回	
身体障がい者	パソコン、携帯電話、スマートフォンなどをうまく使いこなせない	17.8%	パソコン、携帯電話、スマートフォンなどをうまく使いこなせない	22.8%
知的障がい者	話をうまく組み立てられない、うまく質問できない	35.5%	話をうまく組み立てられない、うまく質問できない	26.7%
精神障がい者	話をうまく組み立てられない、うまく質問できない	33.7%	パソコン、携帯電話、スマートフォンなどをうまく使いこなせない	26.3%

＜調査の結果から＞

- ・日常生活の中で関わりの深い関係者が相談先となっている傾向がみられます。全体でも市役所の相談窓口は19%、相談支援事業所が5.5%との結果でした。公的な相談窓口や専門機関の窓口につながりやすくする観点からも、当事者やその家族、関係者が相談できる窓口の周知や相談支援体制の充実が必要です。
- ・近年の技術開発によりICT（情報通信技術）を活用した情報機器など、情報提供の幅は広がっていますが、パソコン等による情報取得への支援ニーズの高まりが見られます。埼玉県障害者ITサポートセンターによるパソコン操作の習得を支援する個別訪問事業等の情報提供を充実させていく必要があります。
- ・また、アンケート調査において、「話をうまく組み立てられない、うまく質問できない」、「むずかしい言葉や早口で話されるとわかりづらい」、「音声情報が少ない」といった意見があることから、情報提供方法の多様性の確保や相談窓口における障がいの特性に応じた対応の質の向上が求められています。

基本目標2 地域で自立した生活を送るための育ちや学びを実現する基盤づくり

【令和元年度調査】

- ・幼稚園、保育園などに通っていて困ったり不便なことでは、「通うのがたいへん」が20.0%と割合が最も高く、次いで「先生がお子さんのことをよくわかってくれない、気配りがたりない」「友達ができない」がそれぞれ15.6%となっています。

前回調査と比較すると、「通うのがたいへん」が引き続き、最も多くなっています。続いて、「理解や配慮が足りない」の割合が多くなり、2位となっています。

	前回		今回	
1位	通うのがたいへん	21.9%	通うのがたいへん	20%
2位	介助体制が十分でない	9.4%	・先生がお子さんのことをよくわかってくれない、気配りがたりない ・友達ができない	15.6%
3位	・先生の理解や配慮が足りない ・周りの児童・生徒たちの理解が得られない	6.3%		

- 学校教育に望むこととは、「就学相談や進路相談など、相談体制を充実させてほしい」（66.7%）、「能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい」（60.0%）がそれぞれ6割台となっています。

前回調査と比較すると、同じ回答が上位3位以内に入っていますが、「就学相談や進路相談など、相談体制を充実させてほしい」の割合が高くなり、1位となっています。

	前回		今回	
1位	能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい	53.1%	就学相談や進路相談など、相談体制を充実させてほしい	66.7%
2位	就学相談や進路相談など、相談体制を充実させてほしい	50%	能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい	60%
3位	施設・設備・教材を充実してほしい	31.3%	施設・設備・教材を充実してほしい	35.6%

<調査の結果から>

- 幼稚園・保育園に通園にあたり、様々な場面で様々な悩みを抱えていることから、多様なニーズに対応していくためにも、関係機関との連携体制の強化や相談支援体制の充実が必要です。
- 障がいのある児童に対する理解や配慮が足りないと意見があることから、障がいへの理解と認識を一層深め、障がいの特性に応じた支援体制の充実が求められています。
- 学校教育に望むことでは、早い時期からの就学・進路に関する相談に応じられるよう相談支援体制の充実が求められています。

基本目標3 働くを実現するための基盤づくり

【令和元年度調査】

- 18歳以上の障がい者のうち、現在、収入を伴う仕事をしている人は、身体障がい者が15.6%、知的障がい者が30.2%、精神障がい者が26.3%となっています。

前回調査と比べると、知的障がい者の割合が減少しています。

	前回	今回
身体障がい者	15.1%	15.6%
知的障がい者	43%	30.2%
精神障がい者	25%	26.3%

- 収入を伴う仕事をしている人の就労形態は、身体障がい者では「会社・団体等の正規の職員」が32.9%、知的障がい者では「就労継続支援、就労意向支援などの事業所、作業所」が69.2%、精神障がい者では「アルバイト、臨時、パート、嘱託」が60.0%となっています。

前回調査と比べると、同様の回答順位となっています。

	前回		今回	
	内容	割合	内容	割合
身体障がい者	会社・団体等の正規の職員	46%	会社・団体等の正規の職員	32.9%
知的障がい者	就労継続支援、就労意向支援などの事業所、作業所	56.8%	就労継続支援、就労意向支援などの事業所、作業所	69.2%
精神障がい者	アルバイト、臨時、パート、嘱託	57.1%	アルバイト、臨時、パート、嘱託	60%

- 障がい者の就労支援として必要なことでは、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」の割合が最も高くなっています。なお、知的障がい者では「通勤手段の確保」及び「職場で介助や援助などが受けられること」（27.9%）が、身体障がい者と精神障がい者では「短時間勤務や勤務日数などの配慮」（身体障がい者20.0%、精神障がい者48.4%）の割合がそれぞれ高くなっています。

		前回		今回	
身体障がい者	1位	職場の上司や同僚に障がいの理解があること	31.6%	職場の上司や同僚に障がいの理解があること	23.9%
	2位	短時間勤務や勤務日数などの配慮	25.5%	短時間勤務や勤務日数などの配慮	20%
知的障がい者	1位	職場の上司や同僚に障がいの理解があること	52.3%	職場の上司や同僚に障がいの理解があること	38.4%
	2位	職場で介助や援助などが受けられること	43%	・通勤手段の確保 ・職場で介助や援助などが受けられること	27.9%
精神障がい者	1位	職場の上司や同僚に障がいの理解があること	54.3%	職場の上司や同僚に障がいの理解があること	53.7%
	2位	短時間勤務や勤務日数などの配慮	43.5%	短時間勤務や勤務日数などの配慮	48.4%

<調査の結果から>

- 障がいの特性にあった働き方ができるなど、多様な働く場の確保に向けた取り組みが求められています。
- 就労において、企業やその従業員の障がいへの理解と認識を深めていくことが、障がい者雇用の促進と雇用の継続には重要であることから、引き続き、市障がい者就労支援センターが埼玉県障害者雇用サポートセンター等の関係機関と連携しながら企業への支援に取り組んでいく必要があります。

基本目標4 暮らしを支える基盤づくり

【令和元年度調査】

- 健康管理や医療について困ったり不便に思うことについては、身体障がい者と精神障がい者で「医療費の負担が大きい」（身体障がい者15.6%、精神障がい者27.4%）、知的障がい者で「障がいのために症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない」及び「受診手続など、障がいのある人への配慮が不十分」（12.8%）となっています。

前回調査と比較すると、知的障がい者では「障がいのために症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない」「受診手続など、障がいのある人への配慮が不十分」の割合が最も高くなりました。

	前回		今回	
身体障がい者	医療費の負担が大きい	14.9%	医療費の負担が大きい	15.6%
知的障がい者	医療スタッフ（医師、看護師等）の障がいに対する理解が不十分	18.7%	<ul style="list-style-type: none"> • 障がいのために症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない • 受診手続など、障がいのある人への配慮が不十分 	12.8%
精神障がい者	医療費の負担が大きい	28.3%	医療費の負担が大きい	27.4%

- 障がい福祉サービス全般に満足していない人の割合は、身体障がい者で11.7%、知的障がい者で18.6%、精神障がい者で27.4%となっています。

前回調査と比較すると、身体障がい者の割合は微増していますが、知的障がい者と精神障がい者の割合は減少しています。

	前回	今回
身体障がい者	11.3%	11.7%
知的障がい者	26.2%	18.6%
精神障がい者	31.5%	27.4%

- 外出の際に困っていることとして最も割合が高いのは、身体障がい者では「歩道が狭く、道路に段差が多い」（19.2%）、知的障がい者では「他人との会話が難しい」（36.0%）、精神障がい者では「他人の視線が気になる」（28.4%）となっています。

前回調査と比較すると、同様の回答順位となっています。

	前回		今回	
	内容	割合	内容	割合
身体障がい者	歩道が狭く、道路に段差が多い	20.6%	歩道が狭く、道路に段差が多い	19.2%
知的障がい者	他人との会話が難しい	52.3%	他人との会話が難しい	36%
精神障がい者	他人の視線が気になる	32.6%	他人の視線が気になる	28.4%

- 災害時に困ることとして最も割合が高いのは、身体障がい者で「投薬や治療が受けられない」（49.7%）、知的障がい者で「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」（57.0%）、精神障がい者で「投薬や治療が受けられない」（64.2%）となっています。

前回調査と比較しても、避難所における生活に不安を抱えていることが上位にきています。

	前回		今回	
	内容	割合	内容	割合
身体障がい者	避難所の設備や生活環境が不安	50.9%	投薬や治療が受けられない	49.7%
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> • 安全なところまで迅速に避難することができない • 周知とのコミュニケーションがとれない 	50.5%	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	57%
精神障がい者	投薬や治療が受けられない	64.1%	投薬や治療が受けられない	64.2%

- 災害発生時にひとりで避難が「できない」と答えた人のうち約半数が、近所に助けてくれる人が「いない」としています。

- 近い将来どのように暮らしたいかでは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいずれも、「自宅で（現在の）家族と暮らしたい」の割合が最も高くなっています。

前回調査と比べると、同様の回答順位となっています。

	前回		今回	
身体障がい者	自宅で（現在の）家族と暮らしたい	63.1%	自宅で（現在の）家族と暮らしたい	60.1%
知的障がい者	自宅で（現在の）家族と暮らしたい	53.3%	自宅で（現在の）家族と暮らしたい	48.8%
精神障がい者	自宅で（現在の）家族と暮らしたい	31.5%	自宅で（現在の）家族と暮らしたい	37.9%

<調査の結果から>

- 健康管理や医療については、「医療の負担が大きい」「配慮が不十分」との意見があることから、経済的な支援についての制度の周知や、障がいの特性に応じた配慮が求められています。
- 障がい福祉サービス全般に満足していない人の割合は、全体的に減少しましたが、アンケート調査では、満足していない理由に「手続き方法が分かりにくい」、「サービス提供体制が十分ではない」との回答が多かったことから、サービス提供体制の充実、制度の周知を図るとともに、各種制度の手続き案内方法などの工夫が求められています。
- 外出の際の困っていることについては、道路や施設等のバリアフリーが求められています。また、「他人との会話が難しい」、「他人の視線が気になる」との意見があることから、障がいへの理解促進を図り、地域での助け合いの意識の醸成に取り組んでいくことが重要です。
- 災害時の医薬品の確保、避難支援や避難所等での生活支援を確立し、不安の解消をすることが重要な課題となっています。
- 将来の生活形態については、「自宅で（現在の）家族と暮らしたい」が最も多くなっています。在宅生活を支援するサービス提供体制や相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

基本目標5 自分らしさを実現するための基盤づくり

【令和元年度調査】

- 今後、行いたい活動としては、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者いずれも「買い物」の割合が最も高くなっています。なお、「スポーツやレクリエーション」の割合は、身体障がい者では15.8%、知的障がい者では27.9%、精神障がい者では27.4%となっています。

前回調査と比較すると、同じ回答が上位4位以内に入っています

	前回	今回
1位	旅行	買い物
2位	買い物	旅行
3位	趣味などサービス活動	趣味などサービス活動
4位	スポーツやレクリエーション	スポーツやレクリエーション

前回調査と比較すると、「スポーツやレクリエーション」の割合は、身体障がい者と知的障がい者の割合は減少していますが、精神障がい者の割合は増えています。

	前回	今回
身体障がい者	17.8%	15.8%
知的障がい者	37.4%	27.9%
精神障がい者	19.6%	27.4%

- 希望する活動に必要な条件としては、身体障がい者と精神障がい者では「活動する場所が近くにあること」、知的障がい者では「介助者・援助者がいること」の割合がそれぞれ最も高くなっています。

前回調査と比べると、同様の回答順位となっています。

	前回		今回	
身体障がい者	活動する場所が近くにあること	28.2%	活動する場所が近くにあること	26.9%
知的障がい者	介助者・援助者がいること	51.4%	介助者・援助者がいること	39.5%
精神障がい者	活動する場所が近くにあること	45.7%	活動する場所が近くにあること	36.8%

・今後、行いたい活動として「ボランティア活動」や「障がい者団体の活動」と答えた人の7割以上で、「活動についての情報が提供されること」を活動に必要な条件としています。

＜調査の結果から＞

- ・障害のある人の各種活動の機会を増やし、社会参加を促進するためには、情報提供や外出・移動手段の確保などが必要であり、こうした支援を障がいの種類や程度に応じて行っていくことが重要です。
- ・活動に必要な条件として、「活動についての情報が提供されること」との意見もあげられており、多様な方法により情報提供を行っていくことが求められています。

基本目標6 障がいの理解と市民との協働を実現するための基盤づくり

【令和元年度調査】

- ・差別や人権侵害を感じる人がいる人の割合は、身体障がい者では20.0%、知的障がい者では45.4%、精神障がい者では57.9%となっています。

前回調査と比較すると、身体障がい者と知的障がい者の割合は減少していますが、精神障がい者の割合は増えています。

	前回	今回
身体障がい者	22.7%	20.0%
知的障がい者	55.1%	45.4%
精神障がい者	54.3%	57.9%

- 「障害者差別解消法」の認知度については、「内容まで知っている」（2.8%）、「名前だけ知っている」（17.9%）、「知らない」（72.9%）となっています。

前回調査と比較しても、「知らない」の割合が最も高くなっています。

		前回	今回
身体障がい者	内容まで知っている	3.8%	2.1%
	名前だけ知っている	23.8%	17.9%
	知らない	66.7%	72.7%
知的障がい者	内容まで知っている	8.4%	2.3%
	名前だけ知っている	29.9%	24.4%
	知らない	57.9%	68.6%
精神障がい者	内容まで知っている	6.5%	6.3%
	名前だけ知っている	20.7%	17.9%
	知らない	70.7%	73.7%

- 「障害者虐待防止法」の認知度については、「内容まで知っている」（3.1%）、「名前だけ知っている」（26.2%）、「知らない」（64.6%）となっています。

今回調査において、「知らない」の割合が最も高くなっています。

		前回	今回
身体障がい者	内容まで知っている	—	2.1%
	名前だけ知っている	—	26.9%
	知らない	—	63.8%
知的障がい者	内容まで知っている	—	5.8%
	名前だけ知っている	—	37.2%
	知らない	—	53.5%
精神障がい者	内容まで知っている	—	3.2%
	名前だけ知っている	—	24.2%
	知らない	—	72.6%

※今回調査より、質問項目を追加。

- 「成年後見制度」の認知度については、「内容まで知っている」（10.3%）、「名前だけ知っている」（46.3%）、「知らない」（36.0%）となっています。

前回調査と比較しても、「知らない」の割合が最も高くなっています。

		前回	今回
身体障がい者	内容まで知っている	22.7%	9.6%
	名前だけ知っている	55.1%	49.7%
	知らない	54.3%	32.2%
知的障がい者	内容まで知っている	19.6%	14.0%
	名前だけ知っている	43.0%	39.5%
	知らない	33.6%	41.9%
精神障がい者	内容まで知っている	10.9%	11.6%
	名前だけ知っている	44.6%	36.8%
	知らない	42.4%	49.5%

<調査の結果から>

- 未だに多くの方が、差別や人権侵害を感じることもあると回答していることから、差別解消に向けた取組みを進めていく必要があります。
- 障がい者虐待防止法や成年後見制度の認知度も低い水準でした。制度の周知が不足しているため、今後制度の周知を進めていく必要があります。

3 第三次計画の進捗状況

第三次北本市障害者福祉計画に掲載された95の主要施策を対象に、令和2年度実施状況について、A～Eの5段階で進捗評価を行いました。

その結果、全体では「A：計画を上回って実施」が11施策、「B：概ね計画どおり」が92施策、「C：計画より遅れている」が7施策、「D：当初計画から変更」が1施策、「E：事業終了」が0施策となっています（担当課が複数のため、同一施策に対して複数の評価が付されている場合もあります）。

内訳を見ると、障がい者の就労に関連する複数の施策で、計画の遅れが見られます。そのほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった施策も見られます。

■第三次北本市障害者福祉計画の進捗状況【令和3年度照会（令和2年度実施状況等回答）より】

※1 「A:計画を上回って実施」「B:概ね計画どおり」「C:計画より遅れている」「D:当初計画から変更」「E:事業終了」

※2 「◎拡充」「○継続」「△縮小」「×廃止」

基本目標	個別目標	施策名	進捗状況※1					方向性※2			
			A	B	C	D	E	◎	○	△	×
1 相談支援・支えの基盤づくり	1 地域の実情を踏まえたサービス基盤の整備を推進していくためのネットワークの強化を図ること	自立支援協議会の運営		●					●		
		情報交換・交流の推進		●					●		
	2 誰でも必要なときに相談できる窓口・体制を整備すること	相談支援事業		●					●		
		指定相談事業者の体制整備		●					●		
	3 相談支援に関わる人が課題に的確に対応できるよう、レベルアップしていくこと	市職員への啓発の推進	●						●		
		相談支援体制の充実		●					●		
		民生委員・児童委員活動への支援		●					●		
	4 市全体がひとつになって、障がいを理由とする差別の解消をめざすこと	成年後見制度への支援		●					●		
		福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)		●					●		
	5 手話、点字等の意思疎通の手段への理解を促進し、誰とでもコミュニケーションがとれる社会を構築すること	意思疎通支援事業		●					●		
		情報提供手段の充実		●					●		
		各種サービスの申請手続きの効率化・簡略化		●					●		

基本 目標	個別目標	施策名	進捗状況※1					方向性※2			
			A	B	C	D	E	◎	○	△	×
2 地域で自立した生活を送るための育ちや学びを実現する基盤づくり	1 障がいの有無にかかわらず、子どもたちがともに学びあい、育ちあう地域環境を整備すること	児童発達支援事業	●						●		
		教育施設の充実		●					●		
		就学支援の充実		●					●		
		放課後活動への支援	●						●		
		障害児放課後等デイサービス		●					●		
	2 あらゆる場面で教育と福祉の連携を図ること	乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援のためのツールの活用		●					●		
		特別支援教育の推進		●					●		
		教育内容の充実	●						●		
	3 適切な保育・教育を提供できるように、保育・教育に携わる人材の育成(専門的知識・技能の習得)を図ること	特別支援教育支援員の配置		●					●		
		交流教育等の充実		●					●		
	4 子どもと親との関係づくりを支援し、良好な親子関係を育むこと	親子教室	●						●		
	5 障がいのある子どもを持つ親の悩みに対応できる相談体制をつくること	相談指導体制の充実	●	●					●		

基本 目標	個別目標	施策名	進捗状況※1					方向性※2			
			A	B	C	D	E	◎	○	△	×
3 働くを実現するための基盤づくり	1 障がいの有無にかかわらず、ともに働ける社会を構築すること	事業主への啓発活動の推進		●	●				●		
		障害者雇用率の向上			●				●		
		市職員の雇用の推進			●				●		
		市及び関係機関での職場実習の受け入れ		●	●				●		
	2 個々人の適性と能力に応じた就労機会を提供・拡大すること	障がい者就労支援センターの運営	●						●		
	3 必要な訓練を受けられる機会を充実し、働くことへの挑戦が何度でもできるしくみをつくること	就労移行支援事業		●					●		
		生活介護・就労継続支援事業所・地域活動支援センター等の運営と支援		●					●		
	4 就職後も引き続き、必要な支援を受けられる体制を強化すること	職業相談機能の充実		●					●		
	5 障害者就労施設等からの物品・サービスの調達を推進し、運営の安定化を図ること	障がい者の経済的自立及び仕事の安定確保		●					●		
		障害者就労施設等からの物品等の調達		●					●		

基本 目標	個別目標	施策名	進捗状況※1					方向性※2			
			A	B	C	D	E	◎	○	△	×
4 暮らしを支える基盤づくり	1 その人らしい生活が実現できるような生活環境を確保すること	地域活動支援センター事業		●					●		
		民間住宅におけるバリアフリー仕様の普及		●					●		
		重度障害者居宅改善整備への補助		●					●		
		住宅改造に関する相談の充実		●					●		
		緊急時通報システム設置費等の補助		●					●		
		聴覚障がい者に対する緊急時通報体制の充実		●					●		
		「Web119」・「緊急時 FAX 通信」		●					●		
		消費生活相談の充実		●					●		
	2 より充実した毎日を過ごすためにサービス体制を充実すること	妊婦健康診査、乳幼児健康診査の充実	●						●		
		1歳6か月児健康診査事後相談の充実		●					●		
		乳児家庭全戸訪問事業の充実		●					●		
		健康づくり意識の啓発	●						●		
		各種健(検)診の充実		●					●		
		特定健康診査、保健指導		●					●		
		各世代にあわせた健康相談の実施	●						●		
		歯科医療の情報提供		●					●		
		自立支援医療制度の充実		●					●		
		重度心身障害者医療費助成制度の充実		●					●		
		介護給付(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援)		●					●		
		療育体制・リハビリテーションの充実		●					●		
		生活介護		●					●		
		自立訓練給付		●					●		
		療養介護事業		●					●		
		短期入所支援		●					●		
		施設入所支援		●					●		
		補装具費の支給		●					●		

基本 目標	個別目標	施策名	進捗状況※1					方向性※2			
			A	B	C	D	E	◎	○	△	×
4 暮らしを支える基盤づくり	2 より充実した毎日を過ごすためにサービス体制を充実すること	日常生活用具給付等事業		●					●		
		訪問入浴サービス事業		●					●		
		更生訓練費給付事業		●					●		
		日中一時支援事業		●					●		
		生活サポート事業		●					●		
		訪問理美容サービス		●					●		
		移動支援事業		●					●		
		視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業		●					●		
		福祉タクシー事業		●					●		
		重度障害者移動支援事業		●					●		
		重度心身障害者自動車燃料費助成事業		●					●		
		共同生活援助(グループホーム)の家賃助成		●					●		
		共同生活援助(グループホーム)の設置		●				●			
	3 行政と地域が協働して、安心・安全なまちづくりを進めること	福祉のまちづくりの推進		●					●		
		道路等交通環境の整備		●					●		
		公営住宅の整備・改善		●					●		
	4 医療や防犯・防災関係者が協力して、障がいのある人をしっかりと支援すること	地域の医療機関と専門医療機関との連携		●					●		
		夜間、休日等の医療体制の整備		●					●		
		防災に関する知識の普及・啓発			●				●		
		地域ぐるみの協力体制の確立		●					●		
	5 緊急時に連絡調整機能を持つ地域拠点づくりを進めること	避難所での医薬品・補装具・日常生活用具等の確保		●					●		
		障がい者(児)施設における防災訓練の充実		●					●		
		福祉避難所の開設		●					●		
		災害時受入の体制の整備		●					●		

基本 目標	個別目標	施策名	進捗状況※1					方向性※2			
			A	B	C	D	E	◎	○	△	×
5 基盤づくり 自分らしさを 実現するための	1 自分らしい表現活動の ひとつとして、芸術・文 化・スポーツに取り組め る環境を確保すること	障がい者のスポーツ活動への 意識の醸成		●					●		
		中央図書館における対面朗読・ 録音図書の貸し出し		●					●		
		人にやさしい機器・サービスの 周知の推進			●				●		
	2 障がいのある人が参 加できる地域の芸術・文 化・スポーツ活動を活性 化させること	文化・レクリエーション活動の促 進		●					●		
3 障がいのある人のス ポーツ活動への参加を 促進するため、指導者の 育成に取り組むこと	障害者スポーツの振興		●					●			

基本 目標	個別目標	施策名	進捗状況※1					方向性※2			
			A	B	C	D	E	◎	○	△	×
6 基盤づくり 障がいの理解と市民との協働を 実現するための	1 障がいの有無にかか わらず、お互い理解しあ える、誰にとっても暮ら しやすいまちづくりを推 進すること	きたもと福祉まつりの充実				●			●		
		啓発・広報活動の充実		●					●		
	2 障がいと障がいのあ る人に対する正しい理 解を深めていくことによ り、共生社会の実現を図 ること	人権教育の推進		●					●		
		彩の国ボランティア体験プログ ラム ボランティア体験出前講座 福祉の心を育む事業	●						●		
	3 お互いに見守り、かか わり、支えあう地域づく りを進めること	ボランティア・福祉教育の推進		●					●		
		4 障がいのある人の暮 らしを支えるため、専門 的スキル(技術・知識)を 持つ担い手を育成する こと	ボランティアの普及・育成		●					●	

4 現状・課題の整理

ここでは、これまでの取組み状況等をふまえ、第三次北本市障害者福祉計画の6つの基本目標に沿って、現状・課題を整理します。

基本目標1 相談支援・支えの基盤づくり

- ・障がいのある人が地域において安心して日常生活または社会生活を営むためには、様々な分野（福祉・教育・就労等）にわたる支援が必要であり、相談支援の充実に努めています。また、相談ブースを3か所、相談室を10室設置して、安心して相談できる環境を整備しています。
- ・鴻巣市と共同で設置している鴻巣・北本地域自立支援協議会では、本会や専門部会を設置し、支援困難事例の対応の在り方や、地域の課題を共有し、社会資源の開発等について協議し、相談支援体制の充実に取り組んでいます。
- ・障害者総合支援法に基づく「地域相談支援」は地域移行支援と地域定着支援があり、地域移行支援では、障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。地域移行支援は、平成29年度まで利用者はいませんでしたが、令和元年度の利用者は1.3人で、増加傾向にあります。引き続き、相談に適切に対応できる体制の充実が必要です。
- ・障害者総合支援法では、市町村が行うこととされている地域生活支援事業の中に「相談支援事業」が設けられています。本市では令和元年度に1か所拡充し、現在は3か所（「しゃろーむ北本」、「夢の実」および「あすなろ」）で障害者相談支援事業を実施しています。今後も、市と相談支援事業者との連携を強化するとともに、より相談しやすい体制をつくるため、相談支援体制を強化していくことが必要です。
- ・総合支援法に基づく、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを、令和2年4月より鴻巣市と共同で設置しました。複合的な課題を抱えた事例も増加していることから、適切な相談支援やサービスの提供が図れるよう努めていきます。
- ・障害者差別解消法では、行政機関や事業者による不当な差別的扱いが禁止され、障がいのある人から何らかの配慮の求められた場合には、過度な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くため必要かつ合理的な配慮を行うことが求められていま

す（行政機関は義務）。令和3年6月に公布された改正法では、事業者の合理的配慮の提供が努力義務から義務化（公布から3年以内に施行）されます。

- 地方公共団体において職員が適切に対応できるよう本市においても「北本市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定め、周知徹底や研修等を行っています。
- コミュニケーションの向上に向けて、障がいの種類、程度に応じて使いやすい福祉機器の導入や、平成30年10月に北本市手話言語条例を施行し、手話への理解と手話の普及促進を図っています。引き続き、誰もが情報を得やすい環境づくりを推進することが必要です。
- 主要施策の進捗状況については、概ね計画通りに進んでいます。

基本目標2 地域で自立した生活を送るための育ちや学びを実現する基盤づくり

- 障がいのある子どもたちに対しては、障がいを持っていてもその能力を活用して社会活動に参加できるよう、乳幼児期から一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談体制や療育体制を構築することが重要です。本市では、児童発達支援センターを設置し、発達に障がいまたは遅れがあると思われる子どもたちに対して、基本的な生活習慣を身につけることや、社会生活への適応性を高めるために必要な訓練、指導などを行っています。また、児童発達支援センターの職員が保育所等の訪問や巡回相談を行い、支援の拡大に努めています。
- 福祉分野と教育分野の連携の面からは、学校の指導主事が児童発達支援センターに出向き、保護者を対象に就学に関する説明や、指導主事や就学支援委員が保育園や幼稚園へ出向いて幼児観察を行い、学校での受け入れが可能かどうか確認を行っています。
- 学校の授業終了後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行う放課後等デイサービスを令和3年4月1日現在市内5か所で実施しています。アンケート調査からの利用意向は高く、利用実績も微増傾向にあります。引き続き、適切な発達支援が行われるようサービスの確保とともに、質の向上を求めていく必要があります。
- 特別支援学級については、令和2年4月1日現在、27名の支援員を配置し、きめ細かな支援を図れるよう支援体制の充実を図っています。

- ハード面では、小・中学校11校のうち9校において、児童・生徒が利用できるエレベーターを設置し、市内小・中学校のすべてにスロープや手すりを設置しています。
- 市内7小学校区すべてに学童保育室を設置しており、利用を希望する障がい児がいる場合には、担当の職員を配置し、受け入れを行っています。
- 特別支援学校との支援籍交流や特別支援学級と通常学級の交流を通して、ノーマライゼーションの精神を育てています。また、交流教育を推進するため、研修により特別支援教育コーディネーターの充実を図っています。
- 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるよう個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類や生活の実態に応じて関係機関の連携の下に切れ目ない支援体制の構築が求められています。
- 主要施策の進捗状況については、概ね計画通りに進んでいます。

基本目標3 働くを実現するための基盤づくり

- 市職員の雇用については、国で定める市町村の法定雇用率（2.6%：令和3年3月現在）を下回る時期もありましたが、現在は改善されています。今後は、単に数（率）を維持・増加するだけでなく、より多様な部署での配置や職域拡大を図り、様々な障がいのある人の雇用を進める必要があります。また、特別支援学校等から実習の相談があった場合にはできる限り受け入れを検討しています。平成30年度には、図書館において1件の受け入れを行いました。令和元年度以降の受入実績はない状況です。
- 障がい福祉課に設置した「障がい者就労支援センター」では、就労支援相談員が、就労を希望する障がい者の相談を受け、本人の希望、能力、障がい特性等に応じ、ハローワークへの登録、会社見学、職場実習、面接等の支援をしています。また、就労後も定期的に職場訪問を行い、会社側から本人の職場での状況について報告を受けながら、本人の意見を聞き、本人と職場の双方が障がい特性を理解しながら職場に定着できるよう支援しています。令和3年3月31日現在の登録者数は153人、就労者数は78人となり、登録者の半数以上が就労に結びついています。
- 毎年度「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、障害者就労施設等からの優先的・積極的な物品等の購入を進めています。令和2年度の調達実績は約57万円となっています。また、市役所内に常設の授産品等販売所を設置しているほか、各種イベント（福祉まつり、北本朝市等）への出店など、授産品等の販売拡

大を支援しています。

- 令和2年3月実施のアンケート調査（北本市第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画策定に係るアンケート調査）では、仕事の形態別でみると「アルバイト、臨時、パート、嘱託」または「就労継続支援、就労移行支援などの事業所、作業所」で、「給与・工賃などが少ない」ことが、仕事をする上で困っていることの上位に挙がっています。
- 主要施策の進捗状況については、「個別目標1 障がいの有無にかかわらず、ともに働ける社会を構築すること」に関連する4つの主要施策のいずれもが「C評価：計画より遅れている」となっています。

基本目標4 暮らしを支える基盤づくり

- 障がいの早期発見については、妊婦健康診査や乳幼児健康診査を実施し、乳幼児の発育・発達や健康上の問題の早期の把握に努めています。また、1歳6か月児健診後等の経過観察児を対象に個別相談も実施しています。
- 平成26年10月に完成した新庁舎においては、平成7年3月施行の「埼玉県福祉のまちづくり条例」及び令和3年4月から一部改正施行される「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」等を遵守することはもとより、来訪者ととともに職員を含めた様々な人々の利用に配慮した「ユニバーサルデザイン*」の推進を図っています。また、庁舎案内においては、ユニバーサルフォント及びユニバーサルピクトを導入し、わかりやすく適切な情報提供に努めています。
- 障がいのある人が安心して外出できる歩行空間づくりに向けて、歩道の整備や段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置などを進めています。今後も引き続き整備に取り組む必要があります。
- 令和3年3月末現在、市内にはグループホームが1か所（定員9人）設置されており、利用は増加傾向となっています。施設や病院からの地域移行の促進や介護者（親）の高齢化等に伴い、今後さらに必要性が増すサービスであるため、引き続き整備に取り組む必要があります。
- 市では、災害が発生したときや災害の恐れがあるときに、自ら避難することが困難な人（避難行動要支援者）に対して、災害に関する情報の伝達や避難などの手助け（避難支援）が地域の中で安全かつ速やかに行われることを目的とした「避難行動要支援者避難支援制度」を推進しています。アンケート調査でも、災害発生時にひ

とりで避難が「できない」と答えた人のうち約半数が、近所に助けてくれる人が「いない」と回答があることから、「避難行動要支援者に係る個別避難計画」の策定を進めていく必要があります。

- 大規模災害時に特別な配慮が必要となる障がい者のための福祉避難所の設置を進めており、令和2年度末現在6か所の施設を指定しています。今後も、さらなる協定締結に努めるとともに、障がいの状況等に配慮し、新型コロナウイルス感染症等の感染症にも対応した物資・機材等の備蓄や調達体制の整備・充実に向けて関係機関等との連携を強化していく必要があります。
- 主要施策の進捗状況については、一部、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった施策も見られます。

基本目標5 自分らしさを実現するための基盤づくり

- 生活を豊かで潤いのあるものにする文化・スポーツ・レクリエーション活動等を、障がいのある人もない人もともに楽しむことができる機会をつくることは重要なことです。スポーツに関しては、埼玉県障害者スポーツ大会（彩の国ふれあいピック）に市内からも障がいのある人が参加しています。また、スポーツフェスティバルにおいて、パラリンピックの大会種目でもあるボッチャを開催し、障がい者スポーツのPRや普及推進に努めました。今後も県内外で行われる様々なスポーツ大会への参加促進を図るとともに、参加者・支援者への支援を進めていく必要があります。そして、スポーツを活発にしていくために不可欠な、指導者の育成・確保の方策についても検討をしていく必要があります。
- 現在、公民館等はバリアフリー構造で、障がいのある人もない人も利用できるようになっています。今後も公民館等を活用して、障がいのある人の文化・レクリエーション事業への参加を支援するとともに、市民向けの諸行事への参加も促進しています。また令和2年度から、障がい福祉団体等で制作された作品の展示等を市庁舎内にて実施しています。今後、支援策の検討を進めていく必要があります。
- 視覚がい害、発達障害や肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な方の読書環境の整備を推進していくことが求められています。
- 中央図書館では、対面朗読を行うほか、録音図書作成や大活字本の購入を進め、視覚障がいのある利用者等の利便性の向上を図っており、引き続き、録音図書サービスの拡充、周知に努める必要があります。

- 主要施策の進捗状況については、概ね計画通りに進んでいますが、総合福祉センターでの福祉用具の展示など、一部、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を受けています。

基本目標6 障がいの理解と市民との協働を実現するための基盤づくり

- 障がいや障がいのある人への市民の理解を広めていくためには、市広報紙やホームページ等の様々な機会を活用して、引き続き、頻繁かつ継続的に啓発・広報活動を進めていく必要があります。また、ボランティア活動に関する啓発・広報活動については、主に北本市社会福祉協議会の広報紙に頼っており、今後も社会福祉協議会と連携して市からの情報提供等を推進していく必要があります。
- 本市では、人権啓発活動の推進を図るため、3つの人権啓発資料（「ふれあい」「けやき」「じんけん」）を毎年作成しています。「ふれあい」「けやき」については、市内全戸に配布しています。「じんけん」については、市内の全児童・生徒に配布し、人権教育の資料に取り入れています。また、市内小・中学校の総合学習等での福祉体験の際に、地域の福祉施設などの関係団体との連携により、手話・車いす・点字・アイマスク・盲導犬体験等、福祉に関する体験活動を実施しています。
- 現在、平成30年度から令和4年度までを計画期間とする「第二次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉の推進を総合的に進めています。地域福祉の担い手の養成については、北本市社会福祉協議会が各種講習会を開催し、ボランティア活動参加へのきっかけづくりや、活動のための継続的な支援を行っています。
- 北本市社会福祉協議会が毎年9月の第2日曜日を「福祉の日」と定め、高齢者や心身に障がいを持っている人が、地域において安心して生活できるためのふれあいの場づくりや、思いやりと福祉の心を広げるまちづくりに役立てることを目的として「福祉まつり」が総合福祉センターで開催されています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。
- 総合福祉センターにおいて福祉用具の展示を行うことにより、身体的な特性や障がいにかかわらず、より多くの人々が利用しやすい製品・設備・サービス（共用品・共用サービス）の普及・啓発に努めています。
- 主要施策の進捗状況については、概ね計画通りに進んでいますが、一部、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を受けています。

第3章 障がい者福祉の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市では、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに尊重し、支え合いながら安心して暮らし続けられるまちを目指し、平成29年3月に「第三次北本市障害者福祉計画」を策定し、基本理念を「支えあい、ともに暮らしあうまち 北本の実現」と定め、障がい者福祉施策を推進してきました。

このたびの中間見直しにおいても、引き続き上記基本理念を継承し、障がい者福祉施策を推進していきます。

■基本理念

支えあい、ともに暮らしあうまち 北本の実現

本市は、
障がい者基本法の理念に基づき、
障がいがあってもなくても、
だれひとり分け隔てられることなく、
お互いの人格と個性を尊重し支えあう、
共生のまちづくりを進めます。

2 計画の基本方針

本計画の基本方針を次とおりに定めます。

方針1 支援の質を高め、連携を広げる

障がいのある人や その家族が抱える様々な問題の相談に適切に対応していくためには、身近な地域でいつでも気軽に利用でき、かつ専門的な知識を持つ従事者が対応する窓口を整備することが大切です。

本市は、障がいのある人一人ひとりのその時点でのニーズだけでなく、ライフステージにあわせたニーズにもきめ細かく対応できるよう、市内外の様々な機関等が連携した相談支援ネットワークをつくります。また、あわせて相談支援に係る従事者の資質向上にも積極的に取り組みます。

方針2 制度の壁を超え、ニーズに応じた支援のしくみをつくる

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、直接提供される福祉サービスを充実させていくだけでなく、保健・医療・教育・雇用など様々な分野における支援を連携させて、より効果的・効率的に支援を提供できる体制が必要となります。

また、乳幼児期・就学期から成人期・高齢期に至るまで、連続して一人ひとりの状況をきめ細かくとらえ、支援していく必要があります。

本市では、様々な制度の壁を超え、一人ひとりに応じた支援のしくみをつくります。

方針3 市民との協働による、支えあうしくみをつくる

障がいのある人の地域生活を支えていくには、公的なサービスだけでなく、地域での相互援助活動や住民活動を充実させていくことで、よりきめ細かな支援を行うことができます。また、障がいのある人がお互いを支えるピアサポートなど、当事者が支援を受ける側にも支える側にもなるといったかたちの支援もあります。

本市は、障がいのある人を支える地域の様々な資源と協働しながら、支えあうしくみをつくります。

方針4 人権を尊重し、お互いを見守る

障がいのある人への差別解消の推進は、教育、医療、福祉、公共交通、雇用など、障がいのある人の自立と社会参加に関わるあらゆる分野に関連します。

本市は、まず市職員が「北本市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づいて、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組んでいくとともに、市民一人ひとりの障がいに関する知識・理解の不足や意識の偏りが是正されるよう、啓発活動に積極的に取り組みます。

3 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次のとおり6つの基本目標を定めます。

基本目標1 相談支援・支えの基盤づくり

【基本的な考え方】

- 障がいのある人やその家族からの相談に応じるため、専門的な相談に対応できる相談支援事業者を確保するとともに、質の向上を図ります。なお、引きこもり状態の人をはじめ、様々な事情でサービス利用に結びついていないものの課題や困難を抱えている人や家族に対しても適切な支援を行えるよう、関係各課および事業者と連携し相談体制の充実を図ります。
- 市と相談支援事業者との連携を強化するとともに、より効率的・効果的な相談支援の実施に取り組みます。
- 地域の様々な資源を活用し、自立支援協議会の機能を充実させるなど、より地域の状況を踏まえた相談支援ネットワークの構築をめざします。
- 障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、市職員の研修等を実施するとともに、普及啓発の推進を図ります。
- 情報利用やコミュニケーションに大きな支障のある視覚障がい者や聴覚障がい者等に対しては、特に円滑な情報利用等ができるよう配慮します。

基本目標2 地域で自立した生活を送るための育ちや学びを実現する基盤づくり

【基本的な考え方】

- ・障がいのある児童・生徒が、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育を受け、すべての子どもが交流しながら共に生きることの素晴らしさを実感できるような環境づくりを進めます。
- ・一人ひとりの障がいの種別・程度・必要とする医療的ケアの種類等を考慮し、その成長段階において最も適切な学習の場を確保するために、教育・保健・福祉の関係分野の連携により、障がい児とその家族の意向が十分尊重され、その人にあった育成・教育の場を選択できるような体制をつくります。
- ・保育・教育に係わる専門的な人材を育成・確保し、乳幼児期からの一貫した相談体制や療育体制を充実させることにより、保護者が安心して子育てができ、子どもも地域社会で充実した生活をおくることができるような支援体制を構築します。

基本目標3 働くを実現するための基盤づくり

【基本的な考え方】

- ・働く意欲のある障がい者が、障がいの種類や程度にかかわらず、その適性と能力に応じて就労の機会を得られるよう、企業に対し、障害者雇用の理解促進と継続雇用を支援していきます。
- ・就労支援においては、就業面だけでなく、生活面にかかわる相談にも対応できるよう、障がい福祉課内に設置している障がい者就労支援センターの機能を充実させ、より安定した就労生活が送れるよう支援します。
- ・福祉的な就労の場の整備・充実を図り、利用者の賃金の向上及び施設の安定的な運営ができるよう支援します。また、「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先的・積極的な購入を進めます。

基本目標4 暮らしを支える基盤づくり

【基本的な考え方】

- 疾病の予防・早期発見から地域リハビリテーション、在宅医療に至る一貫した保健・医療体制の確立をめざします。なお、保健・医療、それぞれの分野でのサービス提供だけでなく、福祉分野も含め、各分野が連携を深め、より効果的・効率的にサービスを提供していきます。
- 障がいの種別や程度にかかわらず、自らその居住する場所を選択し、必要とする福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加ができるよう、サービスの提供体制の整備を進めます。
- 市民の理解と協力を得ながら、生活に関わるあらゆる場面において、障壁（バリア）を取り除くための整備を推進します。
- 市内の事業者および近隣市を含めて活動している事業者の動向の把握に努め、市内におけるグループホームの設置を働きかけていきます。
- 災害が起きた場合、または災害が起きる可能性がある場合に、障がいのある人に対して適切に情報が伝わるよう、「北本市地域防災計画」に基づき、障がいの特性に配慮した情報伝達体制を整備します。また、避難先での生活の確保に向けて、障がいの状況に応じた医薬品・補装具・日常生活用具等の整備及び民間企業等との協力体制の整備を進めていきます。

基本目標5 自分らしさを実現するための基盤づくり

【基本的な考え方】

- 生活を豊かで潤いのあるものにする文化・スポーツ・レクリエーション活動等を、障がいのある人もない人も共に楽しむことができる機会の創出・拡大を進めていきます。
- 県等が行うスポーツ大会等の情報を積極的に提供し、参加促進を図るとともに、参加者の支援に努めます。また、文化・芸術活動等の成果発表・作品展示の場の拡大を図るとともに、開催を支援していきます。
- アンケート調査の結果では、希望する活動を行うために「一緒に行く仲間がいること」、「介助者・援助者がいること」、「適切な指導者がいること」など人的な支援を望む人も多いことから、今後は障がいのある人が安心して、また気軽に文化・スポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができるよう、支援者や指導者の育成に取り組めます。
- 障がいのある人が参加する行事等については、できる限り当事者の意見を聴きながら内容を企画立案するとともに、当事者や支援者がより参加しやすい環境を整えていきます。
- 視覚障害者等の読書環境の整備を進めるとともに、地域生活支援事業の一つである日常生活用具給付事業による視覚障害者等が利用しやすく、読書環境の改善に資する用具について周知を行うとともに、適切に給付が行えるよう取り組んでいきます。

基本目標6 障がいの理解と市民との協働を実現するための基盤づくり

【基本的な考え方】

- 市民一人ひとりが、障がいや障がいのある人のことをよく理解したうえで行動していくことができるよう、広報・啓発活動を継続的に実施していきます。特に、精神障がいや発達障がい、高次脳機能障がいなどについては、十分な理解が得られず、誤解や偏見もみられることから、一層の理解促進に向けた取組を展開していきます。
- 施設や病院から地域生活への移行を進めていくうえで、地域住民の理解と協力・支援は必要不可欠であり、今後も障がいや障がいのある人に対する正しい知識や情報の普及を進めていきます。
- 障がいのある子どもと障がいのない子どもが地域の人々と活動をともし、することは、すべての子どもの社会性や豊かな人間性を育む上で大きな意義があります。また、お互いを正しく理解し、ともに助けあい、支えあって生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会にもなることから、今後もともに過ごす機会の創出・拡大を進めていきます。
- ボランティアを行う人が地域で定着し活躍できるよう、北本市ボランティアセンターを中心に、積極的にコーディネート活動を進めます。

各論

第1章 施策の展開

基本目標1 相談支援・支えの基盤づくり

個別目標 1 - 1

地域の実情を踏まえたサービス基盤の整備を推進していくための
ネットワークの強化を図ること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



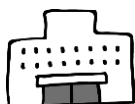
- 当事者、市民団体は、地域のネットワークに参画・協力し、意見・要望を伝えます。

事業者、関係機関は、



- 地域の実情を踏まえた地域自立支援協議会等の運営を進め、地域のネットワークを強化します。

行政は、



- 地域の実情を踏まえた地域自立支援協議会等の運営を進め、地域のネットワークを強化します。

個別目標 1 - 2

誰でも必要なときに相談できる窓口・体制を整備すること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



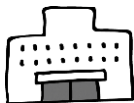
- 地域の実情に即した、より利用しやすい相談窓口とするため、必要に応じて、要望や改善提案等を伝えます。

事業者、関係機関は、



- 障がいのある人どうしや家族同士によるピアカウンセリング・ピアサポートなども含め、身近な地域における相談体制の充実に協力します。

行政は、



- 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である「基幹相談支援センター」の機能強化や、市内の相談支援体制の強化について取り組みます。

個別目標 1 - 3

相談支援に関わる人が課題に的確に対応できるよう、レベルアップ
していくこと

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



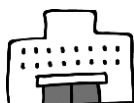
- 身近に困りごとを抱える人を見かけたら、早期に相談機関へつなぎます。

事業者、関係機関は、



- 相談支援に係る従事者が研修等を受ける機会確保に努めます。

行政は、



- 市内相談支援事業者、市職員など相談支援に係る従事者の資質向上のために、個別の事例検討会や研修等の実施に取り組みます。

個別目標 1 - 4

市全体がひとつになって、障がいを理由とする差別の解消をめざすこと

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



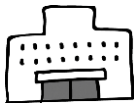
- 家庭や地域で障がいについて話し合い、差別の解消に向けた理解を深めます。

事業者、関係機関は、



- 共生社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

行政は、



- 障害者差別解消法等に基づき、差別解消の推進に関して必要な施策を実施するとともに、普及啓発を図ります。
- 障害者虐待防止法に基づく虐待の防止や権利擁護のための取り組みを進めます。

個別目標 1 – 5

手話、点字等の意思疎通の手段への理解を促進し、誰とでもコミュニケーションがとれる社会を構築すること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



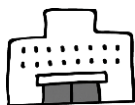
- 講習などの受講を通じて、手話や点字などへの関心を高めま
す。

事業者、関係機関は、



- 手話、要約筆記、点字、音訳等、利用者の障がい特性に応じた多
様なコミュニケーション手段の利用について理解・協力します。

行政は、



- 障がいのある人が容易に情報を取得・利用し、円滑にコミュニケ
ーションがとれるよう、情報アクセシビリティの向上や障がいの
状況に配慮した情報提供方法等の充実を図ります。

基本目標1 主要施策

施策名	内容

基本目標2 地域で自立した生活を送るための育ちや学びを実現 する基盤づくり

個別目標 2 - 1

障がいの有無にかかわらず、子どもたちがともに学びあい、育ちあ
う地域環境を整備すること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



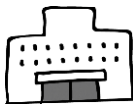
- インクルーシブ教育などについての理解を深めます。

事業者、関係機関は、



- 子どもたちの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立・社会参加のために必要な力を身につけるための様々な取り組みを進める際には、地域全体で協力・連携します。

行政は、



- 子どもの権利を保障するために、「児童権利条約」や「北本市児童憲章」の理念を普及・啓発します。

個別目標 2 - 2

あらゆる場面で教育と福祉の連携を図ること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



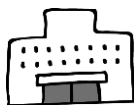
- 家庭や地域で、障がいのある人への理解や手助けについて学ぶ機会に参加します。

事業者、関係機関は、



- 支援に係る情報を共有化できる体制を整備します。

行政は、



- 教育分野(組織)と福祉分野(組織)の横の連携を強化し、子どものライフステージに応じた一貫した支援を進めます。

個別目標 2 - 3

適切な保育・教育を提供できるように、保育・教育に携わる人材の育成（専門的知識・技能の習得）を図ること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



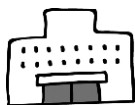
- 身近なまちでの、障がいのある子どもへの保育・教育環境について関心を持ちます。

事業者、関係機関は、



- 障がいのある子どもが、保育園、幼稚園、小・中学校、学童保育へ通うために必要な人材の配置を進めます。

行政は、



- 資質向上のための研修に積極的に取り組みます。

個別目標 2 - 4

子どもと親との関係づくりを支援し、良好な親子関係を育むこと

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



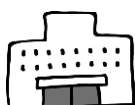
- ボランティア活動や地域の交流等を通して、障がいのある子どもとその保護者が、地域で孤立感や疎外感を感じることのない環境をつくれます。

事業者、関係機関は、



- ボランティアやNPO、民生委員・児童委員や主任児童委員との連携を図り、地域に密着した支援体制の推進に協力します。

行政は、



- 子どもとのかかわり方に悩んでいる保護者、問題かかえていると思われる保護者等に対して、適切な相談や助言等を行います。

個別目標 2 - 5

障がいのある子どもを持つ親の悩みに対応できる相談体制をつくること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



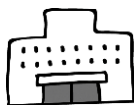
- 身近で悩み事のかかえる親を見かけたら相談にのります。

事業者、関係機関は、



- 親子が気軽に集まり、リフレッシュしたり、育児アドバイスを受けたりできる交流・相談の場の提供・運営に協力します。

行政は、



- 保護者の気持ちに寄り添った相談支援に対応できる専門相談員の育成に取り組みます。

基本目標2 主要施策

施策名	内容

基本目標3 働くを実現するための基盤づくり

個別目標3 - 1

障がいの有無にかかわらず、ともに働ける社会を構築すること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



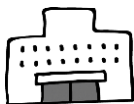
- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、共生する社会の実現のためには、職業を通じた社会参加が重要であることを理解します。

事業者、関係機関は、



- 障害者雇用促進法に基づき、障がいのある人の雇用を進め、法定雇用率の達成をめざします。

行政は、



- 事業主が障がい者への理解を深め、積極的に障がいのある人を雇用するように、啓発活動を推進します。また、市が率先して雇用の拡大に努めます。

個別目標 3 - 2

個々人の適性と能力に応じた就労機会を提供・拡大すること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



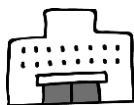
- 障がいのある人を雇用する店舗や障がいのある人が製造する商品を積極的に応援します。

事業者、関係機関は、



- 国・県・市等が行う、障がい者雇用対策に協力します。

行政は、



- 障がい者就労支援センターの機能を強化し、公共職業安定所や埼玉障害者職業センター、特別支援学校等の関係機関と連携しながら、障がいのある人の就労機会の拡大に向けた支援を行います。

個別目標 3 - 3

必要な訓練を受けられる機会を充実し、働くことへの挑戦が何度でもできるしくみをつくること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



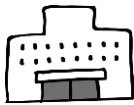
●福祉作業所などが実施するバザーなどを積極的に活用します。

事業者、関係機関は、



●市内の就労移行支援、就労継続支援等のサービスの展開、安定した運営に向けた取り組みなどに協力します。

行政は、



●市内における就労系の障がい福祉サービス(就労移行支援、就労継続支援等の提供が充実するよう、量的・質的な確保を進めます。

個別目標 3 - 4

就職後も引き続き、必要な支援を受けられる体制を強化すること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



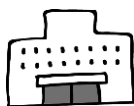
- 普段から、身近に働く障がいのある人について理解し、適切な配慮に努めます。

事業者、関係機関は、



- 障がい者雇用に関する理解を深め、社内啓発や社内調整を進めるとともに、職場環境や勤務体制などについて適切な配慮を行います。

行政は、



- 就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスの実施をめざします。

個別目標 3 - 5

障害者就労施設等からの物品・サービスの調達を推進し、運営の安定化を図ること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



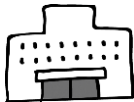
- 市役所ロビー内にある「ハートショップひだまり」や、市内で行われる様々なイベント等の機会を活用して、物品やサービスを提供します。
- 市役所ロビー内にある「ハートショップひだまり」や、市内で行われる様々なイベント等の機会に提供される生産品等の販売・購入に協力します。

事業者、関係機関は、



- 障害者就労施設等が提供する物品・サービスの購入を検討します。

行政は、



- 毎年度「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、障害者就労施設等が提供する物品・サービスの積極的な購入を行います。

基本目標3 主要施策

施策名	内容

基本目標4 暮らしを支える基盤づくり

個別目標4 - 1

その人らしい生活が実現できるような生活環境を確保すること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



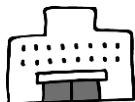
- 普段の生活の中で、障がいのある人へのちょっとした配慮・気配りを行います。

事業者、関係機関は、



- 事業所等の中で、障がいのある人が活動しやすい環境の確保に努めます。

行政は、



- 障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を進めます。

個別目標 4 - 2

より充実した毎日を過ごすためにサービス体制を充実すること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



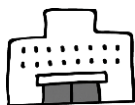
- ボランティア、自治会、近隣の人による支援など、地域におけるインフォーマルなサービスを充実します。

事業者、関係機関は、



- 市内において、障がいのある人が必要とするサービスを十分受けることができるよう、各種サービス提供を充実します。

行政は、



- 必要なサービスを自らの意思で選択できるよう、相談・情報提供の充実をはじめ、サービス提供者の拡大や提供量の増大、サービスの質の向上など、サービス提供基盤の整備を進めます。

個別目標 4 - 3

行政と地域が協働して、安心・安全なまちづくりを進めること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



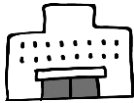
- 放置自転車の解消など、市民の理解・協力で推進することができるバリアフリー対策に積極的に協力します。

事業者、関係機関は、



- 暮らしやすい住環境の整備を進めるため、グループホーム等の市内設置等の検討を進めます。

行政は、



- 利用者の声を聴く機会を設けるなど、まちづくりの計画の段階からユニバーサルデザインの考え方を尊重して検討を進めます。

個別目標 4 - 4

医療や防犯・防災関係者が協力して、障がいのある人をしっかりと支援すること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



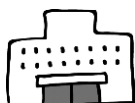
- 防災訓練等を通して、避難方法等を確認します。
- 自主防災組織等の充実・強化を図り、地域ぐるみの協力体制を強化します。

事業者、関係機関は、



- 「地域防災計画」に基づいて行われる風水害・事故災害対策、震災対策に協力します。

行政は、



- 「地域防災計画」に基づき、避難行動要支援者の安全確保対策の一層の充実を図ります。

個別目標 4 - 5

緊急時に連絡調整機能を持つ地域拠点づくりを進めること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



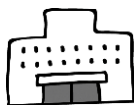
- 防災ボランティアの活動等に参加し、災害拠点の活動に協力します。

事業者、関係機関は、



- 福祉避難所の整備や、避難所で必要とする用具等の整備に協力します。

行政は、



- 避難所に避難した 避難行動要支援者を想定し、必要な介護や手当等の支援を行うことができる福祉避難所等の整備を進めます。

基本目標4 主要施策

施策名	内容

基本目標5 自分らしさを実現するための基盤づくり

個別目標5 - 1

自分らしい表現活動のひとつとして、芸術・文化・スポーツに取り組める環境を確保すること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



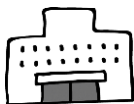
- 市内外で行われるスポーツ大会・作品発表会・イベント等に積極的に参加します。
- 活動の成果を発表する機会(作品展や発表会等)に際し、ボランティア等で協力します。

事業者、関係機関は、



- 障がいの種類や程度に応じて必要な配慮をした参加機会への支援に努めます。

行政は、



- 障がいのある人が自主的かつ積極的に、芸術・文化・スポーツに取り組めるよう、障がいの種類や程度に応じて必要な配慮をした参加機会の拡大を進めます。

個別目標 5 - 2

障がいのある人が参加できる地域の芸術・文化・スポーツ活動を活性化させること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



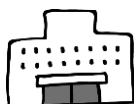
- 障がいのある人が参加できる地域の芸術・文化・スポーツ活動に積極的に参加・協力します。

事業者、関係機関は、



- 障がいのある人が参加できる地域の芸術・文化・スポーツ活動に積極的に参加・協力します。

行政は、



- 障がいのある人が主体的に取り組む芸術・文化・スポーツ活動に対して、必要な支援を行います。

個別目標 5 - 3

障がいのある人のスポーツ活動への参加を促進するため、指導者の育成に取り組むこと

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



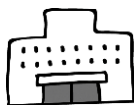
- 障がい者のスポーツ活動を支えるボランティア活動や指導者養成講座等に参加します。

事業者、関係機関は、



- 障がい者のスポーツ活動を支えるボランティア活動や指導者養成講座等への支援を図ります。

行政は、



- 気軽に芸術・文化・スポーツ活動を楽しむことができるよう、支援者や指導者の養成に取り組めます。

基本目標5 主要施策

施策名	内容

基本目標6 障がいの理解と市民との協働を実現するための基盤づくり

個別目標6 - 1

障がいの有無にかかわらず、お互い理解しあえる、誰にとっても暮らしやすいまちづくりを推進すること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



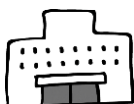
- 様々な交流機会を活用し、お互いを理解し、誰もが安心して暮らすという思いを常に意識します。

事業者、関係機関は、



- 社会福祉協議会や障害者関連施設、サービス提供事業者、さらには警察や消防署などの関係機関相互の連携を図り、地域全体としての福祉ネットワーク体制を強化します。

行政は、



- 各種イベントや広報活動等を通じて、“自助・共助・公助”の考え方を育むまちづくりを推進します。

個別目標 6 - 2

障がいと障がいのある人に対する正しい理解を深めていくことにより、共生社会の実現を図ること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



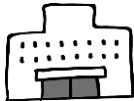
- 不当な差別的取り扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、困ったことがあった場合は、身近な相談窓口にご相談します。
- 障がいや障がいのある人について正しい情報を得て、よく理解したうえで行動します。

事業者、関係機関は、



- 障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別しません。

行政は、



- 市広報紙やホームページを活用し、積極的に啓発・広報活動を継続的に行います。

個別目標 6 - 3

お互いに見守り、かかわり、支えあう地域づくりを進めること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



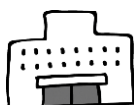
- 必要な支援を受け、地域の見守り、かかわり、支えあいに参加します。
- 向こう三軒両隣といったご近所同士の住民の見守りや、地域で支えることについての意識を高めます。

事業者、関係機関は、



- 地域ケア会議や地域自立支援協議会の活動、民生委員や自治会等の身近な地域での日常的な見守り活動に協力します。

行政は、



- 地域福祉計画に基づき、地域福祉活動への市民参加を促進します。

個別目標 6 - 4

障がいのある人の暮らしを支えるため、専門的スキル（技術・知識）を持つ担い手を育成すること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



- ボランティア養成講座等を積極的に受講し、専門的スキルの向上を図ります。

事業者、関係機関は、



- ボランティア養成講座を修了した者が、その後のボランティア活動に参加しやすくなるよう、活動の場の提供やフォローアップ体制を充実させます。

行政は、



- 福祉に携わる専門職の育成や質的向上を図るため、研修会等を継続して開催します。

基本目標6 主要施策

施策名	内容

第2章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

市民・関係団体・市（行政）等が手を携えながら、本計画の基本理念である「支えあい、ともに暮らしあうまち 北本」の実現に向けた取り組みを進めます。市（行政）は、市長のトップマネジメントのもと、庁内関係各課が十分な連携を図り、総合的に障がい者福祉施策を推進します。

なお、障がいのある人に対応した設備や専門的な知識、経験等が必要な施設などについては、広域的見地から地域的バランスに配慮する必要があり、埼玉県では、県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」が設定されています。

本市は、障害保健福祉圏域では「県央」、福祉事務所では「東部中央」、保健所では「鴻巣」の管轄となっています。今後は、圏域内の市町とも連携を図りながら、より効果的・効率的な計画の推進に努めます。

2 計画の進行管理(点検・評価)

計画策定後は、毎年度、基本目標・個別目標の達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて、所要の対策を実施します。

具体的には、「目標実現に向けた各主体の取り組み」に記載の「行政の役割」に基づいて実施する事業・施策の進捗状況の確認や、課題の洗い出し等を行い、事業・施策の改善等に努めます。また、市民や事業者、関係機関等の取り組みについては、ヒアリングやアンケート等を行うなど状況の把握に努め、必要に応じて情報提供等の支援を行います。

なお、計画の進捗状況については、市広報紙等を活用しながら、市民への報告を行います。

資料

1 策定経過

2 第三次北本市障害者福祉計画(中間年の見直し)策定委員会設置規定

3 第三次北本市障害者福祉計画(中間年の見直し)策定委員会委員名簿

4 第三次北本市障害者福祉計画(中間年の見直し)策定幹事会設置規定

5 第三次北本市障害者福祉計画(中間年の見直し)策定幹事会幹事名簿
